

# 湖西市の人事行政の運営状況について

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年湖西市条例第9号）第4条の規定により、職員の給与などについて公表します。

## 1 任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
	総務	85人	83人	2人	危機管理部門の増員
	税務	23人	23人	0人	
	民生	75人	77人	△2人	保育士の欠員
	衛生	33人	35人	△2人	施設管理業務の見直し
	労働	2人	2人	0人	
	農林水産	7人	7人	0人	
	商工	6人	5人	1人	県との人事交流に伴う増員
	土木	37人	38人	△1人	県との人事交流に伴う減員
	小計	273人	275人	△2人	
特別行政部門	教育	116人	118人	△2人	学校事務スタッフの見直し
	消防	88人	88人	0人	
	小計	204人	206人	△2人	
公営企業等会計部門	病院	185人	188人	△3人	看護スタッフの見直し
	水道	13人	13人	0人	
	下水道	10人	11人	△1人	下水道事業の見直し
	その他	23人	24人	△1人	訪問看護部門の見直し
	小計	231人	236人	△5人	
総合計		708人	717人	△9人	

※ 市長・副市長・教育長・病院事業管理者・派遣職員は除きます。

### (2) 採用及び退職の状況（平成25年度）

増員（人）			減員（人）						
採用	転入	合計	退職					転出	合計
			定年	勸奨	普通	死亡	計		
37	2	39	16	14	17	0	47	1	48

※1 採用は、平成25年4月2日から平成26年4月1日の間に採用した者の人数です。

2 退職は、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に退職した者の人数です。

3 転入・転出は、県教育委員会との間の異動人数です。

(3) 採用試験の実施状況（平成25年度）

職 種	採用予定数	申込者数(女性)	受験者数(女性)	採用者数(女性)	倍 率
一般事務職	13 人	262 (87) 人	238 (79) 人	12 ( 8) 人	19.8 倍
土木技術職	1 人	2 ( 0) 人	2 ( 0) 人	1 ( 0) 人	2.0 倍
建築技術職	1 人	4 ( 0) 人	4 ( 0) 人	1 ( 0) 人	4.0 倍
保 健 師	1 人	8 ( 6) 人	8 ( 6) 人	1 ( 1) 人	8.0 倍
幼稚園教諭	5 人	13 (12) 人	13 (12) 人	5 ( 4) 人	2.6 倍
消 防 吏 員	1 人	130 ( 7) 人	105 ( 6) 人	3 ( 1) 人	35.0 倍

※ 病院勤務職員採用試験は除きます。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成25年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (H26. 3. 31現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	前年度人件費率
61,248 人	20,666,887 千円	4,024,627 千円	19.5 %	19.9 %

※ 非常勤職員にかかる人件費を除きます。

(2) 職員給与費の状況（平成26年度一般会計当初予算）

職員数 A	職 員 給 与 費				1人当たり 給与費B/A
	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
510 人	1,863,101 千円	446,043 千円	683,909 千円	2,993,053 千円	5,869 千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	326,885 円	41歳 9月
技能労務職	263,584 円	52歳 9月

(4) 初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		湖 西 市	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	総合 181,200 円 一般 174,200 円
	高 校 卒	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	149,000 円	139,500 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,967 円	308,333 円	359,578 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

※ 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	30 人	11.6 %
2級	副主任	36 人	13.9 %
3級	主任	42 人	16.2 %
4級	主査	50 人	19.3 %
5級	係長、主任主査	27 人	10.4 %
6級	課長代理、主幹	29 人	11.2 %
7級	課長、参事	33 人	12.8 %
8級	部長	12 人	4.6 %
計		259 人	100.0 %

※1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当の状況（平成26年12月1日現在）（単位：月分）

区 分	湖 西 市			国
	期末手当	勤勉手当	計	
6月期	1.225	0.675	1.900	湖西市と同じ
12月期	1.375	0.825	2.200	
計	2.600	1.500	4.100	

職制上の段階、職務の級により加算措置（0～15%）があります。

(8) 退職手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	湖 西 市		国
	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	湖西市と同じ
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度	52.44 月分	52.44 月分	
1人当たり 平均支給額	2,135 千円	勸奨 24,260 千円 定年 25,146 千円	

※ 1人当たりの平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

ア 地域手当の状況 (平成25年度一般会計決算)

支給率	3.0 %
1人当たりの平均支給年額	117 千円

イ 特殊勤務手当の状況 (平成25年度一般会計決算)

職員全体に占める手当支給職員の割合	16.7 %
支給職員1人当たりの平均支給年額	23,696 円
手当の種類 (手当数)	15 種類

※ 消防勤務職員に係る特殊勤務手当を除きます。

ウ 時間外勤務手当の状況 (平成25年度一般会計決算)

支給総額	141,131 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	361 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

エ 扶養手当・住居手当・通勤手当の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	湖西市	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族</li> <li>1人目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(配偶者がいる職員) 6,500円</li> <li>(配偶者がいない職員) 11,000円</li> </ul> </li> <li>2人目以降 (1人につき) 6,500円</li> <li>※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき) 5,000円</li> </ul>	湖西市と同じ
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員に支給</li> <li>・ 家賃・間代が月額23,000円を超えない職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>月額 - 12,000円</li> </ul> </li> <li>・ 家賃・間代が月額23,000円を超える職員                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(月額 - 23,000円) ÷ 2 + 11,000円</li> </ul> </li> </ul> <支給限度額は27,000円>	湖西市と同じ

通 勤 手 当	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤に要する運賃の額に相当する額 〈支給限度額は1か月当たり55,000円〉</li> </ul> <p>[交通用具使用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・片道 2km以上 4km未満 3,300円</li> <li>・片道 4km以上 6km未満 5,400円</li> <li>・片道 6km以上 8km未満 6,200円</li> <li>・片道 8km以上 10km未満 7,700円</li> <li>・片道10km以上 15km未満 9,500円</li> <li>・片道15km以上 20km未満 11,600円</li> <li>・片道20km以上 25km未満 13,900円</li> <li>・片道25km以上 30km未満 16,200円</li> <li>・片道30km以上 35km未満 18,500円</li> <li>・片道35km以上 40km未満 20,800円</li> <li>・片道40km以上 23,100円</li> </ul> <p>※ 交通用具とは自動車、原動機付の用具、自転車をいう。</p> <p>[交通機関と交通用具の併用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の計算により各々算出した額を加算 〈支給限度額は1か月当たり55,000円〉</li> </ul>	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤に要する運賃の額に相当する額 〈支給限度額は1か月当たり55,000円〉</li> </ul> <p>[交通用具使用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・片道 5km未満 2,000円</li> <li>・片道 5km以上 10km未満 4,100円</li> <li>・片道10km以上 15km未満 6,500円</li> <li>・片道15km以上 20km未満 8,900円</li> <li>・片道20km以上 25km未満 11,300円</li> <li>・片道25km以上 30km未満 13,700円</li> <li>・片道30km以上 35km未満 16,100円</li> <li>・片道35km以上 40km未満 18,500円</li> <li>・片道40km以上 45km未満 20,900円</li> <li>・片道45km以上 50km未満 21,800円</li> <li>・片道50km以上 55km未満 22,700円</li> <li>・片道55km以上 60km未満 23,600円</li> <li>・片道60km以上 24,500円</li> </ul> <p>[交通機関と交通用具の併用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の計算により各々算出した額を加算 〈支給限度額は1か月当たり55,000円〉</li> </ul>
------------------	---	---

(10) 特別職等の給与等の状況（平成26年12月1日現在）

区 分	給料月額	期末手当の算出方法と支給額					
		6月期		12月期		計	
給 料	市 長	870,000 円	給料月額	1,900,950 円	給料月額	2,201,100 円	4,102,050 円
	副市長	705,000 円	×1.15 (加算率)	1,540,425 円	×1.15 (加算率)	1,783,650 円	3,324,075 円
	教育長	640,000 円	×1.90 (支給割合)	1,398,400 円	×2.20 (支給割合)	1,619,200 円	3,017,600 円
退 職 手 当	市 長	$870,000 \times 500/100 = 4,350,000 \text{円} \times \text{在職年数}$ (4年で17,400,000円) ※ただし、現市長においては不支給					
	副市長	$705,000 \times 300/100 = 2,115,000 \text{円} \times \text{在職年数}$ (4年で8,460,000円)					
	教育長	$640,000 \times 220/100 = 1,408,000 \text{円} \times \text{在職年数}$ (4年で5,632,000円)					

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

#### (2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成25年）

内 容	1人当たり平均使用日数
1年に最高20日間を付与 ※前年からの繰越を含め最高40日間	8.5 日

#### (3) その他の主な休暇制度の状況（平成26年4月1日現在）

休暇の種類	事 由	日数又は期間	給料
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
		私傷病の場合、90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間	
公民権行使のための休暇	職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間	
証人等として出頭するための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	
骨髄液の提供のための休暇	職員が骨髄液の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1暦年につき5日の範囲内の期間	
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間	
産前休暇	女性職員が8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
生児保育休暇	生後1年に達しない生児を育てる女性職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
妻の出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間	
子の養育休暇	職員の妻の出産予定日8週間前の日から8週間を経過するまでの日で、小学校就学前の子を養育するため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間	

特 別 休 暇	妊産婦の健診通院 休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職 員が保健指導又は健康診査を受ける 場合	その都度必要と認められる期 間(ただし、回数制限あり)	有給
	子の看護休暇	小学校就学前の子を看護するため勤 務しないことが相当である場合	1暦年につき5日(小学校就学始 期に達するまでの子が2人以上 の場合は10日)の範囲内の期間	
	短期介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を営む のに支障がある者(要介護者)の世話 を行う場合	1暦年において5日(要介護者が 2人以上の場合は10日)の範囲 内の期間	
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの 範囲内の期間	
	父母の祭日の法要 休暇	職員が父母の追悼のための特別な行 事のため勤務しないことが相当である 場合	1日の範囲内の期間	
	夏季休暇	心身の健康の維持及び増進又は家庭 生活の充実のため勤務しないことが 相当である場合	5月から10月までの期間内にお ける連続する5日の範囲内の期 間	
	生理休暇	生理に有害な職務及び生理日におい て勤務することが困難である場合	2日以内でその都度必要と認め られる期間	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等 で負傷、疾病又は老齢により2週間 以上にわたり日常生活を営むのに支 障があるものを介護する場合	連続する6か月の期間内で必要 と認められる期間	無給	
組合休暇	任命権者の許可を得て、職員団体の 業務又は活動に従事する場合	1暦年につき30日を超えない範 囲内で必要と認められる期間		

※ 取得要件等は、「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められています。

#### (4) 育児休業制度及び取得の状況（平成25年度）

制度の区分	内 容	期間	給 料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育するため、その子 が3歳に達するまで育児休業をすることが できる	子が3歳に達するまで の任命権者の承認を受 けた期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養 育するため、決められた勤務形態の中の 希望の勤務形態で勤務することができる	子が小学校就学の始期 に達するまでの任命権 者の承認を受けた期間 (1年を限度とし、延長 可能)	勤務形態に より調整
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養 育するため、一日の勤務時間の一部(2時 間を限度)について勤務をしないことが できる	子が小学校就学の始期 に達するまでの任命権 者の承認を受けた期間	勤務しない 部分は無給

区 分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業
男 性	0 人	0 人	0 人
女 性	18 人	2 人	0 人
合 計	18 人	2 人	0 人

※当該年度に新たに育児休業、育児短時間勤務、部分休業の承認を受けた人数です。

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数（平成25年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分者数	0 人	0 人	6 人	0 人	6 人

※ 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

##### (2) 懲戒処分者数（平成25年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分者数	2 人	0 人	1 人	0 人	3 人

※ 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

#### 5 サービスの状況

##### (1) 服務規律遵守のための取り組み（平成25年度）

区 分	取 組 内 容
綱紀粛正に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全意識の徹底について全職員へ通知</li> <li>厳正な服務規律の保持について全職員へ通知</li> </ul>

##### (2) 営利企業等従事許可の状況（平成25年度）

許可件数	主 な 許 可 事 例
18 件	湖西市スポーツ推進委員等

※ 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

#### 6 研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 職員研修の概要等（平成25年度）

区 分	実施した主な研修	受講者数
特別研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新任評価者研修</li> <li>提案力養成研修</li> <li>モチベーションマネジメント研修</li> <li>メンタルヘルス向上研修</li> <li>クレーム対応能力養成研修</li> <li>市民協働研修</li> <li>男女共同参画職員研修</li> </ul>	309 人
階層別研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>西部4市（新規採用・初級・中級・上級職員、監督者、管理者）合同研修</li> <li>西部5市合同専門研修</li> <li>新規採用職員フロアガイド研修</li> </ul>	118 人
専門研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県自治研修所の専門研修</li> <li>市町総合事務組合広域研修</li> <li>市町村職員中央研修所等の派遣研修</li> <li>その他業務関係自己啓発のための派遣専門研修等</li> </ul> 合計49講座	69 人
自主研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信教育研修</li> </ul>	16 人



(2) 人事評価の概要（平成25年度）

区 分	概 要
評価回数	年2回実施（基準日が3月1日の場合前年10月～2月、10月1日の場合4月～9月）
対 象 者	原則全職員（任命権者が人事評価を実施することが適当でないと認める職員を除く）
目 的	職員の能力開発、任用、給与制度、配置管理等へ反映させることにより、職員の資質の向上と組織の能率的な運営の向上を図る。
評価方法	職員の職位に応じた人事評価シートを使用し、業績評価、能力・態度評価について原則上司2名が評価する。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成25年度）

区 分	対 象 者	対象者数	受診者数	受 診 率
基本健診	原則全職員	694 人	692 人	99.7 %
胃 部 X 線 検 査	40歳以上及び40歳未満であって希望するもの	377 人	302 人	80.1 %
VDT作業者 検 査	主にコンピュータによる作業を行う職員	31 人	31 人	100.0 %
非常勤・ 臨時職員	社会保険加入者	247 人	244 人	98.8 %

※1 対象者数には常勤の特別職を含みます。

2 未受診者については、各自が別途人間ドック等を受診しています。

(2) 公務災害等の認定状況（平成25年度）

区 分	公務災害	通勤災害	計
認定件数	6 件	1 件	7 件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成25年度）

区 分	概 要	支 出 額
被服の貸与	職員の勤務条件及び業務効率の向上を図るため、現業的業務に従事する職員等に対して作業衣等を貸与。	405 千円
その他	加入している静岡県市町村職員共済組合では、職員や被扶養者の病気・負傷・出産・死亡・災害等に関する給付を行う「短期給付事業」、退職者の年金や一時金等を扱う「長期給付事業」、職員や被扶養者の病気の予防と、健康増進のための保健事業、貯金、貸付、物資供給等を行う「福祉事業」を実施。 職員で組織する湖西市役所職員互助会では、人間ドックへの助成やクラブ活動への助成等健康増進事業、貸付事業等を実施。なお、湖西市役所職員互助会への公費負担は平成21年度より廃止。	

## 8 公平委員会の報告事項

区分	件数（平成25年度）
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件

※ 公平委員会は地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、次のような事務を処理します。

- ①職員の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ること
- ②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること